

秋田県建設工事入札制度実施要綱

(昭和62年4月22日監一134)

(目 的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）の競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第2条 知事は、県工事の入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、別表1に掲げる工事の種類（以下「工種」という。）ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、県内に主たる営業所を有する者（以下「県内建設業者」という。）及び県外に主たる営業所を有する者（以下「県外建設業者」という。）について、別表1に掲げる工種について行うものとする。

3 資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、中間年に追加の審査を行うものとする。

4 次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当する者

(2) 入札参加資格の認定を受けようとする工種に応じた別表2の第4欄に定める建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可（当該工種が、一般土木工事である場合にあっては土木工事業、とび・土工工事業又はしゅんせつ工事業の、解体工事である場合にあっては土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可）を受けていない者

(3) 前号に規定する許可に係る法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は

常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

5 事業協同組合、共同企業体の資格審査については、別に定めるものとする。

(資格審査の項目)

第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 客観的評価事項（経営事項審査の審査項目）

(イ) 経営規模

・工事種類別年間平均完成工事高 ・自己資本額 ・利払前税引前償却前利益

(ロ) 経営状況

・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・総資本売上総利益率 ・売上高経常利益率
・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュ・フローの額
・利益剰余金の額

(ハ) 技術力

・建設業の種類別の技術職員数 ・工事種類別年間平均元請完成工事高

(ニ) その他の審査項目

・労働福祉の状況 ・営業継続の状況 ・防災協定締結の有無
・法令遵守の状況 ・経理に関する状況 ・研究開発の状況
・建設機械の保有状況 ・国際規格ISOによる登録の状況
・若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

(2) 発注者別評価事項

(イ) 有資格技術者の保有状況 (チ) 工種別の技術職員数

(ロ) 施工実績 (リ) 社会的要請への対応の状況

(ハ) 自己資本額 (ヌ) 地域貢献活動の実施状況

(ニ) 工事成績 (ル) 社会保険等の加入の状況

(ホ) 納税の状況 (ヲ) 人材の確保・育成の状況

(ヘ) 指名停止の状況

(ト) 営業内容

2 前項の資格審査項目に係る審査基準は、別に定めるものとする。

(資格審査の申請)

第4条 知事は、申請者に対し秋田県建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 申請書の提出先は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 県内建設業者については、主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局
- (2) 県外建設業者については、建設部建設政策課

3 申請書の提出部数、申請書に添付させる書類及び申請書の提出期限は別に定める。

(等級格付)

第5条 知事は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者について、別に定める基準により等級格付をし、建設業者等級格付名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 等級格付は、県内建設業者については次の区分により行い、県外建設業者については全ての工種について一つの等級とするものとする。

(イ) 三つの等級に区分する工種

一般土木工事 建築一式工事

(ロ) 二つの等級に区分する工種

電気工事 給排水暖冷房衛生設備工事 鋼構造物工事 舗装工事

一般塗装工事 造園工事

(ハ) 一つの等級とする工種

上記の(イ)及び(ロ)に掲げた工事以外の工事

3 名簿の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

(資格審査結果の通知)

第6条 知事は、資格審査の結果（前条の規定により格付された等級を含む。）を申請者に通知するものとする。

(格付の継承)

第7条 知事は、第5条の規定により等級格付された者（以下「格付業者」という。）の営

業を実質的に継承した者等について、当該格付の継承を認めることができるものとする。

2 等級格付の継承について必要な事項は別に定める。

(合併等の資格審査)

第7条の2 知事は、等級格付を有する法人等の合併等により新たに設立された会社等（建設業の許可を受けている者に限る）については、第2条第3項並びに第4項第2号並びに第3号の規定にかかわらず、資格審査を行うことができるものとする。

2 前項の者に係る資格審査について必要な事項は、別に定める。

(変更の届出)

第8条 知事は、格付業者に次の事項について変更があった場合及び格付業者が建設業を廃業した場合には、すみやかに届出させるものとする。

(イ) 商号又は名称

(ロ) 法人の代表者又は個人事業主の氏名

(ハ) 契約等を委任されている者の氏名

(ニ) 住所又は所在地

(ホ) 電話番号

(格付の取消し等)

第9条 知事は、格付業者のうち、次の各号の一に該当する者については、格付を取消しするものとする。

(1) 建設業の許可を失った者

(2) 第2条第4項第1号又は第4号に該当した者

(3) 格付の取消の申し出があった者

2 知事は、次の各号の一に該当する者について、格付の取消し又は格付の変更を行うことができるものとする。

(1) 虚偽の申請等を行った者

(2) 虚偽の申請等に協力した者

(3) 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書（添付書類を含む。）に事実と異なる内容を記載し、又は記載すべき事実を記載しなかった者

(資格審査委員会の設置)

第10条 資格審査、入札参加資格の認定及び等級格付について審議するため、建設業者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

(資格審査委員会の組織)

第11条 資格審査委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は副知事をもって充てる。

3 委員は総務部長、農林水産部長、建設部長及び建設部次長をもって充てる。

(委員長)

第12条 委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(資格審査委員会の会議)

第13条 資格審査委員会は、委員長が招集する。

2 資格審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指名の基準)

第14条 指名競争入札を実施する場合においては、契約担当者は、入札に付する県工事の内容に対応する別表2の第1欄に掲げる工種（以下この条において「対応工種」という。）に係る格付を受けた者のうちから指名するものとする。

2 契約担当者は、対応工種及び請負対応額に応じ別表3に定める等級に格付された者のうちから、請負対応額に応じ別表4に定める指名数を指名するものとする。ただし、特別な技術を要する建設工事を入札に付する場合又は工事の種類、内容若しくは地域の建設業者の能力等を勘案しこれにより難いと認められる場合は、この限りでない。なお、この場合にあつては、適正な競争性の確保を図るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、対応工種及び請負対応額に対応する等級以外の等級（対応工種に係るものに限る。）に格付された者のうちから指

名することができる。

- (1) 災害等により緊急を要する工事
- (2) 特別の施設又は技術を要する工事
- (3) 入札に付する県工事の請負対応額に対応する等級に格付された者の数がきわめて少ない場合

4 指名においては、次の事項に留意しなければならない。

- (イ) 建設業許可の状況
- (ロ) 信用度
- (ハ) 工事成績
- (ニ) 手持工事の状況
- (ホ) 当該工事の地理的状況
- (ヘ) 技術者の状況
- (ト) 当該工事施工についての技術的適性
- (チ) 機械器具の保有状況等
- (リ) 安全管理の状況
- (ヌ) 労働福祉の状況
- (ル) その他

(条件付き一般競争入札)

第14条の2 前条の規定は、条件付き一般競争入札について準用する。

2 前項に定めるもののほか、条件付き一般競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

(部(局)入札審査会)

第15条 指名業者の選定等について審議するため、各部局(教育庁及び警察本部を含む。)

に部(局)入札審査会を置く。

2 部(局)入札審査会は、請負対応額が2億円以上の県工事について次の事項を審議するものとする。

- (1) 指名競争入札に参加させる者及び随意契約の相手方の選定
- (2) 条件付き一般競争入札における入札参加資格の設定

(3) その他県工事の執行について必要と認める事項

3 部（局）入札審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 各部局の長

委員 各部局の次長、関係課長及び会長が指定した者

（課（室）入札審査会）

第16条 指名業者の選定等について審議するため、課（室）（教育庁及び警察本部を含む）に課（室）入札審査会を置くことができる。

2 課（室）入札審査会は、請負対応額が2億円未満の県工事について、前条第2項各号に掲げる事項を審議するものとする。

3 課（室）入札審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 課（室）長

委員 関係班長及び会長が指定した者

（地方入札審査会）

第17条 指名業者の選定等について審議するため、地方公所に地方入札審査会を置くことができる。

2 地方入札審査会は、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る県工事について、第15条第2項各号に掲げる事項を審議する。

3 地方入札審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 各地方公所の長（地域振興局長を除く。）又は地域振興局の各部長

委員 各地方公所の関係課長等及び班長並びに会長が指定した者

（入札審査委員会）

第18条 指名業者の選定等について、各部（局）入札審査会の調整を図るため、入札審査委員会を置く。

2 入札審査委員会は、次の県工事について第15条第2項各号に掲げる事項の調整を行うものとする。

（イ） 請負対応額が3億円以上の工事

（ロ） 特に重要な県工事

3 入札審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 副知事

委員 総務部長、農林水産部長、建設部長、建設部次長、関係部長（教育次長及び警察本部長を含む。）及び委員長が指定した者

4 第12条の規定は、入札審査委員会の委員長について準用する。

（地方入札審査委員会）

第19条 指名業者の選定等について、各地方入札審査会の調整を図るため、地方入札審査委員会を置く。

2 地方入札審査委員会は、次の県工事について第15条第2項各号に掲げる事項の調整を行うものとする。

（イ） 請負対応額が5,000万円以上の工事

（ロ） 特に重要な県工事

3 地方入札審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 地域振興局長

委員 地域振興局の総務企画部長、建設部長、関係部長及び関係所長並びに委員長が指定した者

4 第12条の規定は、地方入札審査委員会の委員長について準用する。

（入札審査会等の会議）

第20条 部（局）入札審査会、課（室）入札審査会及び地方入札審査会は、必要に応じその長又は地方振興局の各部長が召集する。

2 入札審査委員会及び地方入札審査委員会は、緊急の場合を除き月曜日に行う。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、部（局）入札審査会、課（室）入札審査会、地方入札審査会、入札審査委員会及び地方入札審査委員会について準用する。

（指名停止）

第21条 知事は、格付業者が別に定める「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」に該当する場合は、入札審査委員会の審議を経て、当該格付業者に対し2週間以上24箇月以内の期間を定めて指名を停止することができる。

（入札に関する事務取扱い）

第22条 県工事の発注に当たっての入札の事務の取扱い等については、別に定める。

(庶 務)

第23条 資格審査委員会及び入札審査委員会の庶務は、建設部建設政策課において行うものとする。

2 部（局）入札審査会の庶務は、当該県工事を主管する課において行うものとする。

3 地方入札審査委員会の庶務は、地域振興局総務企画部総務経理課において行うものとし、地方入札審査会の庶務は、地方入札審査会の会長が指定する課において行うものとする。

(委 任)

第24条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月1日一部改正）

1 この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

2 この要綱のうち、別表1（第2条関係）及び別表2（第14条関係）については、昭和64年度の名簿登載日から適用し、それまでの間は、従前の表による。

3 この要綱のうち、工種の名称の変更については、昭和64年度の名簿登載日から適用し、それまでの間は、従前の工種の名称による。

附 則（平成2年3月31日監－2188 一部改正）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月4日監－54 一部改正）

この要綱は、平成3年4月10日から施行する。

附 則（平成3年6月26日監－557 一部改正）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日監－1974 一部改正）

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成5年7月9日監－535 一部改正）

この要綱は、平成5年7月9日から施行する。

附 則（平成6年3月30日監－1780 一部改正）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月1日監－1714 一部改正）

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日監－3299 一部改正）

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成11年7月30日監－1491 一部改正）

この要綱は、平成11年7月30日から施行する。

附 則（平成12年5月1日建管－333 一部改正）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日建管－2795 一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日建管－3124 一部改正）

この要綱は、平成16年3月31日から施行する。

附 則（平成16年4月5日建管－63 一部改正）

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

附 則（平成16年9月7日建管－1322 一部改正）

この要綱は、平成16年9月7日から施行する。

附 則（平成17年5月9日建管－348 一部改正）

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則（平成17年7月1日建管－780 一部改正）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日建管－780 一部改正）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日建管－2581 一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日建管－1307 一部改正）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423 一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月27日建管－368 一部改正）

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年7月4日建管－872 一部改正）

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則（平成20年3月31日建管－2568 一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月6日建管－718 一部改正）

- 1 この要綱は、平成20年6月6日から施行する。
- 2 この改正による改正後の規定は、平成21年5月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月28日建管－318 一部改正）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日建管－388 一部改正）

- 1 この要綱は、平成22年4月28日から施行する。
- 2 この改正による改正後の第3条の規定は平成23年5月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用日前に行う審査については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月7日建管－1674 一部改正）

この要綱は、平成22年12月7日から施行する。

附 則（平成24年3月28日建管－2347 一部改正）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の第3条の規定は平成25年5月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用日前に行う審査については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月28日建管－2349 一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月18日建政－1551 一部改正）

- 1 この要綱は、平成28年2月18日から施行する。
- 2 この改正による改正後の第3条の規定は平成29年5月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用日前に行う審査については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日建政－1732 一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月2日建政－1270 一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年2月2日から施行する。
（入札参加資格の審査に関する経過措置）
- 2 この要綱による改正後の秋田県建設工事入札制度実施要綱（以下「新要綱」という。）第2条第4項第2号及び第3号並びに第3条第2号の規定は、平成31年5月1日から適用する入札参加資格の審査について適用し、同日前に適用が終了する入札参加資格の審査については、なお従前の例による。
（舗装工事に関する経過措置）
- 3 新要綱別表2及び別表3の規定は、平成30年5月1日以降に公告等を行う建設工事について適用し、同日前に公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。
- 4 平成30年5月1日の前日においてこの要綱による改正前の秋田県建設工事入札制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）別表1に掲げる工種（ほ装工事に限る。）の等級格付を受けている者については、同年5月1日から平成31年4月30日までの間は、新要綱別表1に掲げる工種（舗装工事に限る。）の等級格付を受けた者とみなす。
- 5 この要綱の施行の際現にされている旧要綱第4条第1項の規定による入札参加資格の審査の申請は、新要綱第4条第1項の規定による入札参加資格の審査の申請とみなす。

附 則（平成31年4月5日建政－48 一部改正）

- 1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の秋田県建設工事入札制度実施要綱別表 2 の規定は、平成 3 1 年 5 月 1 日以降に公告等を行う建設工事から適用し、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。

別表 1

- (1) 一般土木工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 法面工事
- (4) 電気工事
- (5) 給排水暖冷房衛生設備工事
- (6) 鋼構造物工事
- (7) 舗装工事
- (8) 一般塗装工事
- (9) 路面標示工事
- (10) 機械器具設置工事
- (11) 電気通信工事
- (12) 造園工事
- (13) さく井工事
- (14) 水道施設工事
- (15) 解体工事

別表 2

工種	発注工事種別	発 注 工 事 の 例 示	建設業の許可
一般土木工事	一般土木工事	トンネル工事 橋梁工事 ダム工事 護岸工事 下水道工事（本管埋設） 圃場整備工事 農業用排水路工事（幹線）	土木工事業
		コンクリートブロック据付工事 土工事 掘削・盛土工事 コンクリート工事 地すべり防止工事（土留工等） 地盤改良工事 道路付属物設置工事（防雪柵設置工事 雪崩予防柵設置工事） 杭工事 捨石工事	とび・土工工事業
	プレストレスト コンクリート 工事	プレストレストコンクリート工事（※1） P C床版工事 P Cスノーシェッド等工事	
	グラウト工事	ボーリンググラウト工事	
	しゅんせつ工事	港湾・河川しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
法面工事	法面処理工事	コンクリート・モルタル吹付工事 植生吹付工事 法枠工事 グランドアンカー工事	とび・土工工事業
建築一式工事	建築一式工事	建物の新築 増改築工事	建築工事業
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事 送配電設備工事 構内電気設備工事 ロードヒーティング工事	電気工事業
給排水暖冷房 衛生設備工事	給排水暖冷房 衛生設備工事	暖冷房設備工事 厨房設備工事 浄化槽工事 給排水給湯設備工事 管内更生工事 無散水設備工事 空気調和設備工事	管工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 鋼スノーシェッド工事 貯蔵用タンク設置工事 防雪柵設置工事（工場製作）	鋼構造物工事業
舗装工事	舗装工事	アスファルト コンクリート ブロック舗装工事	舗装工事業
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事 鋼構造物塗装工事	塗装工事業
路面標示工事	路面標示工事	路面標示工事	
機械器具 設置工事	機械器具 設置工事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊戯施設設置工事 揚排水機器設置工事 給排気機器設置工事 プラント設備工事 内燃力発電設備工事 ダム用仮設備工事 沈砂池機械設置工事 汚水ポンプ設備工事 反応タンク設備工事（単体） 脱水設備工事（単体）	機械器具 設置工事業
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事 放送機械設置工事 空中線設備工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事	植栽工事 景石工事 広場工事 園路工事 公園設備工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事 さく孔工事 集排水ボーリング 集水井 無散水融雪施設（揚水井、還元井）	さく井工事業
水道施設工事	上水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事	水道施設工事業
	下水道施設工事	下水処理施設工事（沈殿池・反応タンク設備等） 下水汚泥処理設備工事（濃縮・消化・脱水設備等） 圧送施設工事 下水集水設備工事	
解体工事	土木工作物 解体工事	トンネル解体工事 橋梁解体工事（※2）	土木工事業
	建築物解体工事	2階建（延床面積がおおむね300㎡以上）及び3階建以上の建 築物の解体工事（※3）	建築工事業
	解体工事	平屋建及び2階建（延床面積がおおむね300㎡未満）の建築物 の解体工事（※3）	解体工事業 （※4）

※1 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、「土木一式工事」に該当する。

※2 解体する工事と建設する工事を一の工事として発注する場合は、「土木一式工事」に該当する。

※3 解体する工事と建築する工事を一の工事として発注する場合は、「建築一式工事」に該当する。

※4 それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。

別表 3

工種	請負対応額	等級
一般土木工事又は建築一式工事	4, 0 0 0 万円以上	A
	1, 5 0 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満	B
	1, 5 0 0 万円未満	C
鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事	2, 0 0 0 万円以上	A
	2, 0 0 0 万円未満	B
電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事	1, 0 0 0 万円以上	A
	1, 0 0 0 万円未満	B
上記の工事以外の工事	区分なし	A

別表 4

請 負 対 応 額	指 名 数
1億5千万円以上	12 人 以 上
8,000万円以上 1億5千万円未満	10 人 以 上
3,000万円以上 8,000万円未満	8 人 以 上
3,000万円未満	5 人 以 上